静岡県熱海市における土石流災害を 踏まえた防災対策の強化について

(案)

令和3年9月14日 岐阜県、清流の国ぎふ防災・減災センター

## 静岡県熱海市における土石流災害を踏まえた

## <u>防災対策の強化について</u>

## <u>目次</u>

I	悏	は此して	<b>=</b> /:	こつ	C																										
	1	検証	Eの	総括	<b>f</b> • •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	2	検証	Eの	体制	リ、テ	-	-マ	及	び	方	法																				
		(1)	検	証の	)体制	ı .				•			•												•			•			3
		(2)	検	証の	)テー	- =	7及	び	方	法			•												•			•			3
	3	検証	Eス	ケジ	<b>ジュ</b> ー	- ル	,•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	5
п	į	静岡県	!熱	海市	īにお	317	ける	土	石	流	災	害	の	概	要																
	1	気象	マ概	況•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	8
	2	避難	情	報発	合の	)紀	E過	•	•	•		•	•						•	•					•	•	•	•	•	1	5
	3	土石	流	の状	<b>∵</b> 況:			•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	-	•	•	•	•	1	6
	4	被害	等	の状	∵況•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	С
Ш	ŧ	<b></b> 食証紀	課																												
	1	盛土	ح:	安全	≧対策	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	2	避難	対	策																											
		(1)	避	難情	報発	<b>全</b>	16	関	す	る	県	•	市	及	び	関	係	機	関	の	対	応	•	•	•	•	•	•	•	2	5
		(2)	避	難行	·動要	支导	援	者	^	の	情	報	の	伝	達	•	誘	導	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
		(3)	住	民の	)避難	έ意	意識	の	向	上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	3	被災	往	支援	等																										
		(1)	広	域応	緩体	常	ı •	•	•	•	•	•							•									•		2	
		(2)	捜	索救	【助活	蝩	<b>h</b> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	O
		(3)	安	否確	[認及	ζU	衍	方	不	明	者	の	氏	名	等	公	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
		(4)	避	難先	の確	钼	} (	民	間	宿	泊	施	設	の	活	用	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
		(5)	応	急給	氷の	)美	逐施	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
		(6)	地	域の	)道路	₹ <b>7</b>	通	^	の	対	応	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	3	4
		(7)	罹	災証	E明書	ŧO.	)発	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	3	5
		(8)	応	急仮	を設け	E宅	<b>三</b> の	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	3	6
		(9)	災	害术	<b>ミラン</b>	ノテ	<u>-</u> 1	ア	の	受	入	れ	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
		(10)	災	害廃	棄物	IJŒ.	)処	理	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	3	8
		(11)	新	型⊐	ロナ	- +	7イ	ル	ス	感	染	症	対	策	関	係	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	3	9
	4	事前	jの	防災	<b>約第</b>	Ę																									
		(1)	土	砂災	{害警	刑	区	域	等	の	指	定	ځ	住	民	^	の	周	知						•					4	0
		(2)	治	ш.	砂防	重	業	<u>ത</u>	実	旃																				4	1

I 検証に当たって

#### 1 検証の総括

令和3年6月30日から7月4日にかけて、梅雨前線の影響により静岡県内では広い範囲で大雨となり、熱海市網代では、7月1日から3日にかけて平年7月の1か月分を上回る411.5mmの雨量を観測。7月2日から熱海市に大雨警報(土砂災害)及び土砂災害警戒情報が発表されていたものの、警戒レベル3の高齢者等避難が発令されるにとどまっていた。

そのような中、令和3年7月3日午前10時30分頃、静岡県熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川源頭部(海岸から約2km上流)から逢初川を流下した。この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、9月3日現在で建物被害128棟、死者26名、行方不明者1名などの甚大な被害をもたらした。なお、9月3日現在も懸命な行方不明者の捜索が行われており、民間宿泊施設には9月3日現在で合わせて153名の方が避難している状況である。

この土石流の発生原因としては、逢初川上流域における残土の処分行為等との関連も指摘されており、全国知事会は国に対し「地元自治体と連携して、原因の究明に努めるとともに、再発防止策の徹底に取り組むこと」や、「建設残土に関して、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること」などを要望しているところである。

岐阜県では、これまでも自県における災害経験や他県における大規模災害発生の都度検証を行い「今日は我が身」の心構えで防災対策を進めているところである。今回の静岡県熱海市の事例については、現在静岡県において詳細な検証作業が進められているところであるが、今回の災害から得られる教訓を我が事と捉えるべく、主に静岡県等の各機関による公表資料に基づき、現在分かる範囲でできる限り検証を行った。今後、この検証結果に基づき、市町村や関係機関と連携して対策を着実に推進していく必要がある。

なお、いわゆる「盛土」に関しては、現在も国土交通省を中心に全国的に調査が行われているところであり、本県としても、国の動向も踏まえつつ継続して調査を行っていく。

#### 2 検証の体制、テーマ及び方法

#### (1)検証の体制

部局横断の災害検証チームを設置し、専門的知見を有する「清流の国ぎ ふ防災・減災センター」(※)と協働で検証を行った。

※清流の国ぎふ防災・減災センター

地域防災力の強化を図るため、実際に災害対応を行う岐阜県 と、高度教育機能・研究機能を持つ岐阜大学が共同して、平成 27年4月に岐阜大学構内に設置した防災・減災にかかる実践 的シンクタンク機関

<清流の国ぎふ防災・減災センター参加教員>

能島 暢呂(のじま のぶおと) 岐阜大学工学部教授

神谷 浩二(かみや こうじ) 岐阜大学工学部教授

沢田 和秀(さわだ かずひで) 岐阜大学工学部教授

吉野 純 (よしの じゅん) 岐阜大学工学部准教授

小山 真紀 (こやま まき) 岐阜大学流域圏科学研究センター

准教授

村岡 治道(むらおか はるみち)岐阜大学地域減災研究センター 特任准教授

#### (2)検証のテーマ及び方法

今後の災害対応力の向上及び防災対策の強化に資するため、盛土と安全 対策、避難対策などをテーマとして設定した。その上で、テーマごとに静 岡県熱海市の事象から検証項目を定めた。そして、設定した検証項目ごと に、主に静岡県や熱海市等の関係機関の公表資料をもとに、関係部局にお いて検証シートを作成し、事象や本県における現状・取組み状況などの整 理を踏まえ対応策を導き出した。

また、検証の間、8月11日からの大雨により県内でも被害が発生した ことを受け、その対応についてこの体制を活用して併せて検証を行った。

なお、検証テーマごとに担当する教員を定め、専門的な見地からの検証 を進めた。

#### |テーマ 1 | 盛土と安全対策 →神谷教授、沢田教授

【環境生活部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部】

#### テーマ2 避難対策 →吉野准教授、小山准教授、村岡特任准教授

(1) 避難情報発令に関する県、市及び関係機関の対応

【危機管理部・県土整備部】

(2) 避難行動要支援者への情報の伝達、誘導 【危機管理部】

(3) 住民の避難意識の向上 【危機管理部】

#### テーマ3 被災者支援等 →吉野准教授、小山准教授、村岡特任准教授

(1) 広域応援体制 【危機管理部】

(2) 捜索救助活動

① 緊急消防援助隊 【危機管理部】

② 広域緊急援助隊 【警察本部】

(3) 安否確認及び行方不明者の氏名等公表 【危機管理部・県警本部】

(4) 避難先の確保(民間宿泊施設の活用)【危機管理部・健康福祉部】

(5) 応急給水の実施 【健康福祉部】

(6) 地域の道路不通への対応 【県土整備部】

(7) 罹災証明書の発行 【危機管理部】

(8) 応急仮設住宅の確保 【都市建築部】

(9) 災害ボランティアの受入れ 【健康福祉部】

(10)災害廃棄物の処理 【環境生活部】

(11)新型コロナウイルス感染症対策関係 【健康福祉部】

#### |テーマ4| 事前の防災対策 →神谷教授、沢田教授

(1) 土砂災害警戒区域等の指定と住民への周知 【県土整備部】

(2) 治山、砂防事業の実施 【林政部・県土整備部】

#### 3 検証スケジュール

#### 庁内照会

8月 4日(金) 第1回合同会議

場所:岐阜県庁4階 災害情報集約センター

議題:検証の概要、スケジュール

熱海市における土石流災害の概要

検証項目

検証作業の今後の進め方

検証に伴う盛土箇所調査

8月27日(金) 第2回合同会議

場所:岐阜県庁4階 災害情報集約センター

議題:静岡県熱海市における土石流災害の検証

中間とりまとめ

令和3年8月11日からの大雨における対応

の検証

検証作業の今後の進め方

9月 6日(月) 第3回合同会議

場所:岐阜県庁4階 災害情報集約センター

議題:静岡県熱海市における土石流災害の検証結果

令和3年8月11日からの大雨における対応

の検証結果

今後の進め方

9月14日(火) 岐阜県災害対策本部員会議

※ 各合同会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、県庁と清流 の国ぎふ防災・減災センターの間はオンラインで実施 Ⅲ 静岡県熱海市における土石流災害の概要

#### 1 気象概況

#### (1) 概況説明

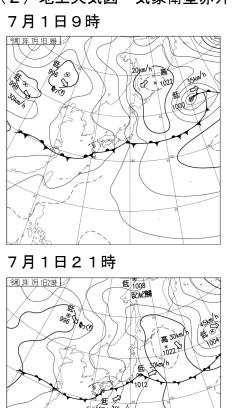
6月末から梅雨前線が北上し、7月1日から3日にかけて西日本から東日本に停滞した。前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な大雨となった。

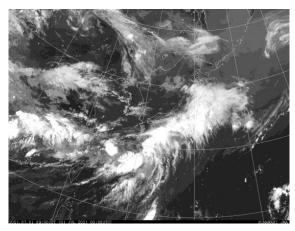
数日間にわたって断続的に雨が降り続き、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、記録的な大雨となった。

この大雨により静岡県熱海市で土石流が発生したほか、河川の増水や低地の浸水が発生した。

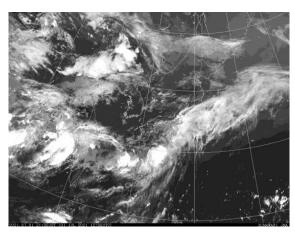
(出典: 気象庁「7月1日から3日の東海地方・関東地方南部を中心とした大雨(令和3年 7月8日 災害をもたらした気象事例)」

## (2) 地上天気図·気象衛星赤外画像

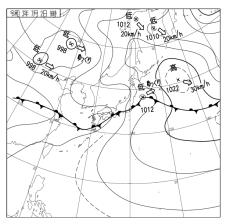


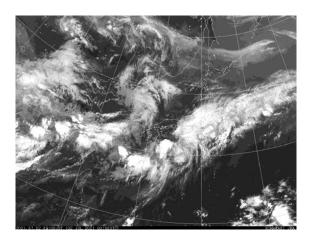


低 1004/30km/

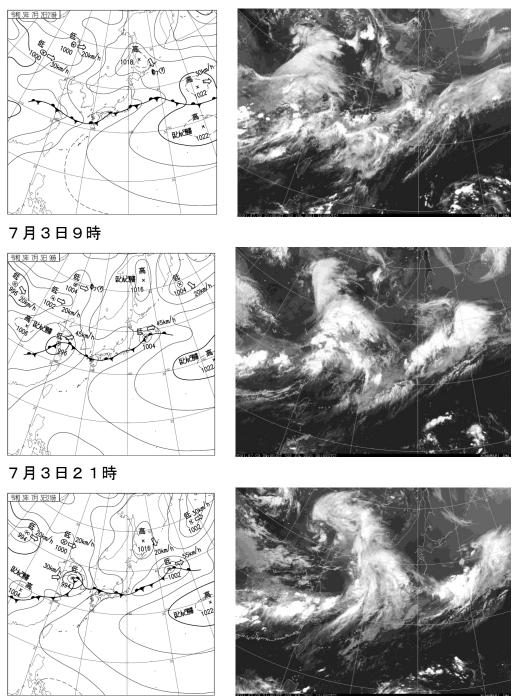


7月2日9時



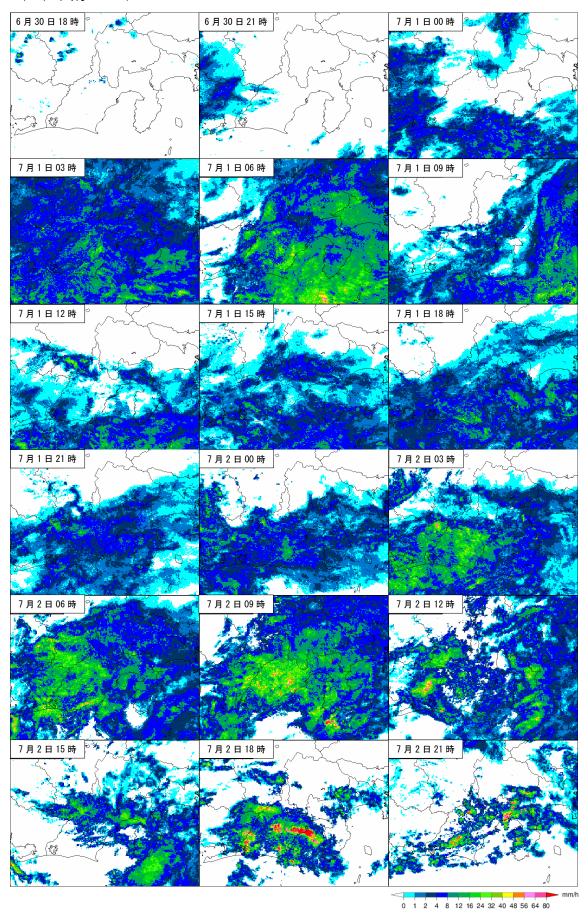


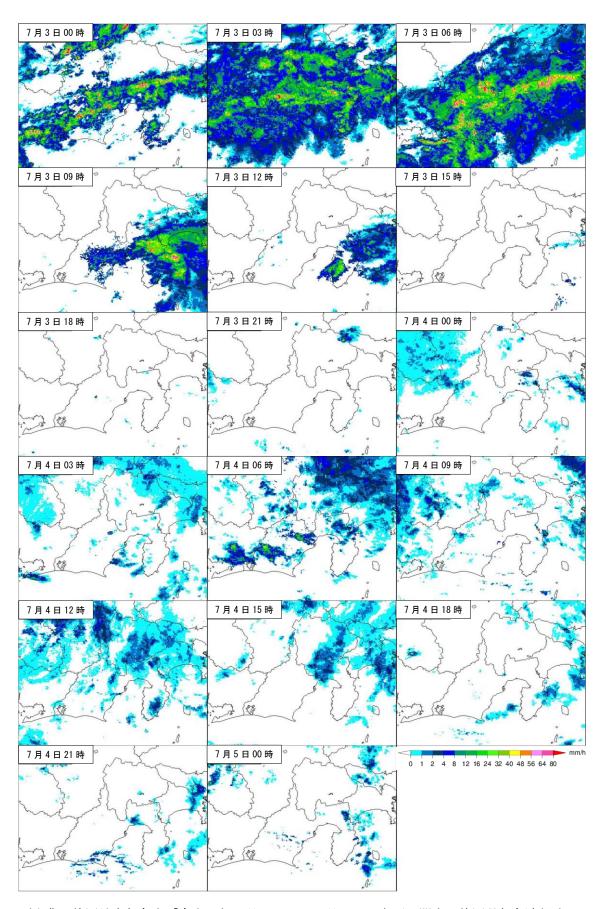
#### 7月2日21時



(出典:静岡地方気象台「令和3年6月30日~7月4日の大雨に関する静岡県気象速報」)

#### (3) 気象レーダー



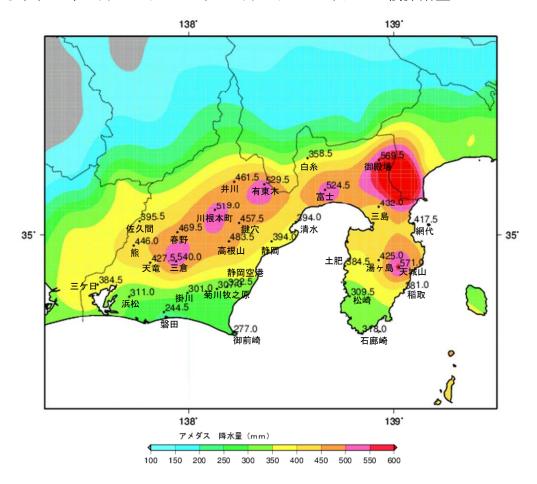


(出典:静岡地方気象台「令和3年6月30日~7月4日の大雨に関する静岡県気象速報」)

#### (4) アメダス積算降水量分布図

降り始め(6月30日18時)から7月5日0時までの総降水量は、気象官署やアメダスでは、伊豆市天城山で571.0ミリ、御殿場で569.5ミリ、森町三倉で540.0ミリを観測した。また、川根本町では、3日1時50分までの1時間に68.0ミリ、御殿場では3日7時6分までの1時間に62.0ミリ、静岡市鍵穴では3日1時16分までの1時間に57.5ミリの非常に激しい雨を観測した。

#### ○令和3年6月30日18時~7月5日00時までの積算雨量

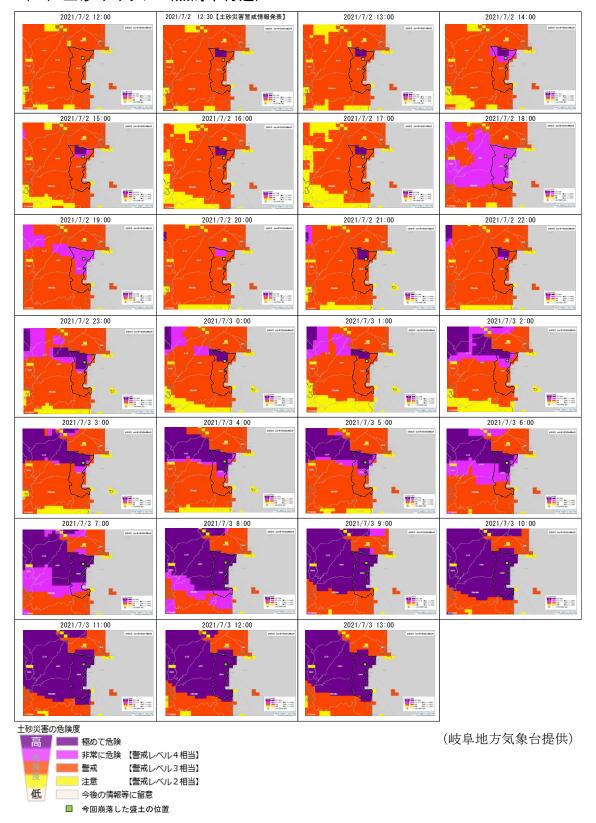


(出典:静岡地方気象台「令和3年6月30日~7月4日の大雨に関する静岡県気象速報」)

#### ○熱海市網代の降水量

	熱海市網代
7月1日	110.5ミリ
7月2日	161.0ミリ
7月3日	140.0ミリ
合計	411.5ミリ

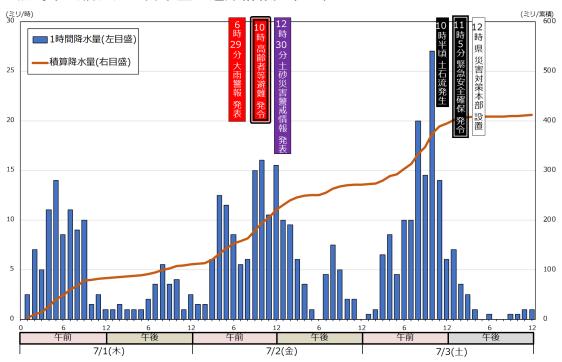
#### (5) 土砂キキクル (熱海市付近)



#### 2 避難情報発令の経過

熱海市では、7月2日6時29分に大雨警報が発令されたことを受け、同日10時00分に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した。同日12時30分には同市に土砂災害警戒情報が発表されたが、警戒レベル4「避難指示」は発令されなかった。翌3日10時30分ごろに熱海市伊豆山地区で土石流が発生したため、同市は11時5分に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令した。

#### 〇熱海市 (網代) の降水量と避難情報発令の経過



#### ○気象情報等と静岡県及び熱海市の対応

日時	気象情報等	熱海市の対応	静岡県の対応	岐阜県が被災した 際の対応(参考)
7/2	大雨警報 (熱海市)		情報収集体制設置	警戒体制(警戒第二
06:29				体制)設置
10:00		高齢者等避難発令		
12:30	土砂災害警戒情報			災害対策本部 設置
	(熱海市)			
7/3	熱海市伊豆山地区で			
10:30	土石流発生			
11:05		緊急安全確保発令		_
12:00			災害対策本部設置	

#### 3 土石流の状況

#### (1) 発生日時

令和3年7月3日(土)10時30分頃

#### (2) 発生場所

静岡県熱海市伊豆山地区

#### (3) 発生概要

逢初川の源頭部(海岸から約2km上流)から土石流が逢初川を流下。土 石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたる。

(出典:静岡県災害対策本部発表資料)

#### (4) 規模

源頭部から崩落し土石流となって流下した土砂の大部分は、他所から搬入された土砂(盛土)であったと推測される。

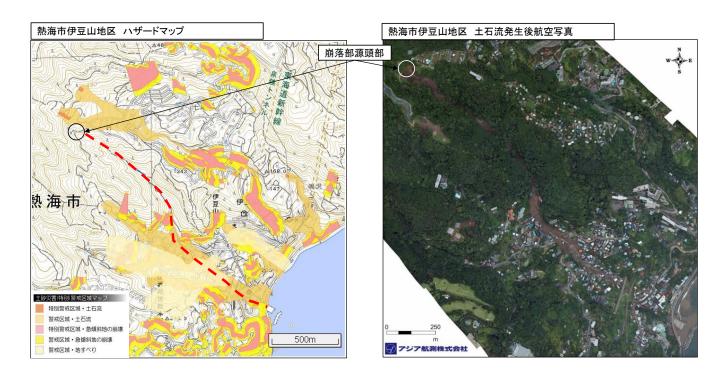
(出典:静岡県土石流土質調査結果(速報))

#### (5) 土石流発生範囲図



地図:国土地理院「崩壊地等分布図(第3報)」写真:アジア航測株式会社 提供【2次利用禁止】

## 静岡県熱海市における土石流災害の概要

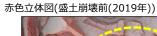


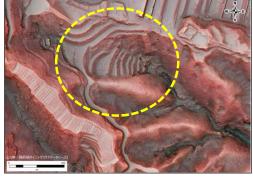
地図:静岡県GIS地図に本県で盛土流出箇所(赤点線)を記入 写真:アジア航測株式会社提供【2次利用禁止】

## 静岡県熱海市における土石流災害の概要

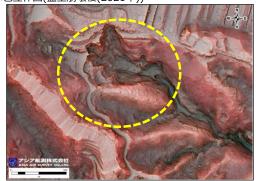


写真:アジア航測株式会社提供【2次利用禁止】 ※赤色立体図上の黄点線は本県で記入。





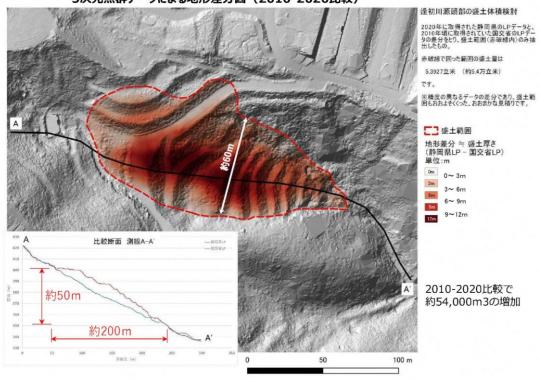
赤色立体図(盛土崩壊後(2021年))



## 静岡県熱海市における土石流災害の概要

#### 2010年と2020年の地形変化 【盛土の中央部付近(A-A/断面)】

3次元点群データによる地形差分図(2010-2020比較)



出典:静岡県「第1回逢初川土石流の発生原因調査検証委員会資料」

# 静岡県熱海市における土石流災害の概要



写真-8 2010年10月18日 前所有者による土砂搬入と土地整形が終了したと推定される状態

出典:静岡県「第1回逢初川土石流の発生原因調査検証委員会資料」

## 静岡県熱海市における土石流災害の概要



出典:静岡県「第1回逢初川土石流の発生原因調査検証委員会資料」

#### 4 被害等の状況

(1) 人的被害(9月3日16時現在)

死者: 26名行方不明者:1名中等症: 3名

(2) 住家被害(9月3日16時現在)

128棟(135世帯)

(3) 水道(9月3日12時現在)

復旧不能件数:100件

※最大断水件数 1,100件

※最大給水箇所 5箇所

(4) ガス(9月3日12時現在)

被災家屋以外は復旧済み

※最大供給停止戸数:220件

(5)電気(9月3日12時現在) 被災家屋以外は復旧済み

(6) 道路

国道135号:7月29日15時00分まで通行止め ※熱海ビーチライン 7月8日9時00分から7月29日まで無料開放 ※伊豆スカイライン 7月14日6時00分から8月8日まで無料開放

(7) 避難者(9月3日12時現在)

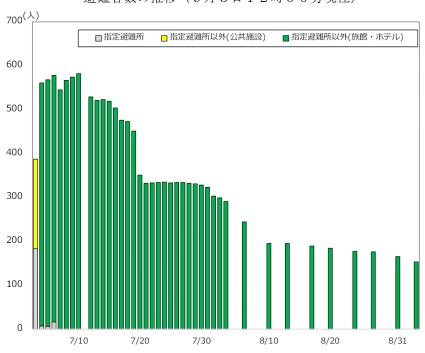
153名

※7月4日までは約10箇所の指定避難所等に避難

※7月5日以降、民間宿泊施設に集約

※最大避難者数 582名

#### 避難者数の推移(9月3日12時00分現在)



## Ⅲ 検証結果

#### 1 盛土と安全対策

◎:新規·拡充内容

〇:継続実施内容

#### 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓

#### <事象>

○ 静岡県熱海市において法令(静岡県土採取等規制条例・森林 法) \*に違反したと思われる盛土が残置され、土石流災害が発生 した可能性がある。

※他の法令に違反していたかは静岡県で事実確認中

○ 不適切な事案に対しては、法令に基づき事業停止命令や罰則 を適用することとなるが、必要な指導等が行き届いていなかっ た可能性がある(静岡県において事実確認中)。

#### <課題>

- 盛土の規制は様々な法令に規定されていることから、複数の 法令違反を伴う事案を踏まえ、不適切な盛土の発生を未然に防 止するため、関係機関が情報共有を行うとともに、責任をもっ て調整・管理する体制が必要
- 熱海市の土石流災害を踏まえ、県内で同様の不適正事案が存 在しないか確認するため、盛土の総点検が必要

#### <静岡県熱海市における盛土について>

(1)崩壊した盛土に係る静岡県の分析

平成19年3月、熱海市に対して県条例に基づく届出が提出され盛 土工事が行われたが工法は適切ではなかった。

- ① 盛土高は15m(標高365~380m)で届出されていたが、実際の盛土 高は35m(同365~400m)~52m(同350~402m)まで盛られていた可 能性がある。(推定)
- ② 盛土量は3.6万㎡で届出されていたが、約5.4万㎡以上であること は確実で、実際には約7万㎡に達していた可能性がある。(推定)
- ③ 高盛土への適切な排水工は設置されていなかったように見える。(推定)
- ④ 土圧や水圧が集中する盛土の下端部について35~50mの盛土高に 耐えられる強固な擁壁は届出書には示されていない。(確定)
- ⑤ 再三、行政指導等が行われたが、不適切な盛土が残置された。(事実)
- (2)土石流災害発生時の気象条件

土砂災害発生時における24時間雨量、期間雨量は平成23年以降 最大値であった。

① 盛土が残置された平成23年以降から土砂災害発生前までの降雨

1時間雨量の最大値	63mm	H28.7.20 22時~ 23時					
24時間雨量の最大値	251mm	H26.10.5 11時~10.6 10時					
期間雨量の最大値	274mm	H31.10.10 1時~10.14 24時					

② 土砂災害発生時(令和3年7月1日4時00分から発災直前の7 月3日10時00分まで)の降雨

1時間雨量の最大値	24mm	
24時間雨量の最大値	260mm	R3.7.1 4時~7.3 10時
期間雨量の最大値	449mm	

(注) 雨量の観測局:静岡県設置 熱海雨量観測所(熱海市水口町)

出典:静岡県「副知事会見資料」をもとに作成

#### 岐阜県における現状 及び 検証結果

#### <現状・取組み状況>

- 盛土の規制について
- <全国的な状況>

個別法では対象とならない「盛土」に対する全国統一の基準・規 制はなく、26都府県がそれぞれ独自で条例を制定し、規制してい る。条例で定める罰則には上限が設けられており、適正処理の徹底 には限界があるため、令和3年7月19日付けで全国知事会は国に 対し、盛土規制に関する法制化による全国統一基準・規制の要望を 行った。

#### <岐阜県の状況>【表①参照】

静岡県の盛土規制に係る条例は届出制であるのに対し、本県の条 例は許可制を採用するとともに、盛土等の施工中における月1回以 上の現場確認、施工完了時における構造の検査など、「盛土」に対す る必要な規制を行っている。

○ 盛土に係る情報共有について

盛土も含め各種開発行為(1ha以上の開発)を行う場合、「岐阜県土 地開発事業の調整に関する規則」により、県への協議を定めており、 県は事案に対し圏域ごとで「土地対策連絡会議」を開催し、関係機関 相互の情報共有を行っている。

○ 砂防法や森林法違反等に対する処置について

砂防指定地や森林等のパトロールを実施し、違法開発の早期発見と 事業者に対する指導を行っている。また、違法開発を把握した場合 は、事業者への継続的な指導及び現地調査を実施するとともに、その 状況については県ホームページで公表している。

○ 県が発注する公共工事で発生する建設発生十及び建設廃棄物の処理に ついて

「岐阜県建設副産物有効利用及び滴正処理実施要綱【建設4部】」に 基づき、建設発生土及び建設廃棄物は適正に処理されている。

・ 建設発生土については、原則指定地への搬出としており、工事完 成時に再生資源利用促進実施書、工事図書等によって搬出先を確認 している。

ただし、搬出量が100㎡未満の場合は自由処分を可としている。

・ 建設廃棄物については、処理完了後にマニフェストによって処理 状況を確認している。

#### <検証>

- 熱海市の土石流災害を踏まえ、盛土の総点検を実施
- 国の総点検に先行して、緊急調査を実施
- 建設発生土について、搬出量が100m<sup>3</sup>未満の場合も含め、直近 3年間の建設工事においてはすべて指定地処分を行っているが、引 続き、処分先を原則指定して、適正に処分する必要がある。

<!-- Color of the image of th

- 重点点検対象エリア及び重点点検箇所
- 国の総点検と同様
- 点検の観点

#### 今後の対応

- ① 連携体制の構築
- ◎ 盛土規制の総合調整を担う組織の明 確化【県】

#### (環境生活部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部)

- 盛土の規制について、総合調整や包 括的なとりまとめを担う組織の明確 化。併せて許可状況や不適正事案へ の対応などの情報共有を行う「連携 会議」を定期的に開催する。 (所掌)
- ・許可申請事案、施行中の事案に関す る情報共有
- ・不適正の疑義がある事案に対する 関係法令の対応等情報共有
- 不適正事案への対応に係る進捗管理
- ・岐阜県埋立て等の規制に関する条 例に関する事務

#### 〇 工期に基づく状況確認及び違反行為 の早期発見【県】

(環境生活部、林政部、県土整備部)

- 県は、引続き、許可時の審査及び完 了時の現場確認並びに定期的なパト ロールを実施し、無許可行為の防止 を図る。これらの取組みについて、関 係部局が連携して行い、無許可行為 の早期発見に努める。
- 県事務所環境課への技術系職員配置 【県】(環境生活部)
  - 林地開発の許可が不要な埋立て等 であっても、専門的な知見による技 術的支援を要するものが多いため、 県は、全ての県事務所環境課に森林 系技術職員を配置済み。
- 〇 市町村への周知徹底【県】(農政部)
- 県は、市町村を対象とした土地改良 事業に関する研修等において、技術 的審査を含めた適正な法手続きにつ いて、周知徹底を図る。

#### ② 盛土の総点検【県・市町村】 (危機管理部、環境生活部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部)

◎ 盛土の総点検の実施

- 県では、国の総点検に先行して、 43件の盛土について緊急調査を実 施済み。不備・不具合は確認されな かった。【表②参照】
- ・ 国は、人家等に影響のある盛土につ いて目視で点検を行うよう都道府県 に対し依頼しており、年内に暫定的 な点検結果をとりまとめる予定
- ・ 県は、依頼に基づき点検を行い、不

#### <国の総点検の概要>

総点検は、「1 盛土の把握」に記載した手法等により点検箇所を抽出し、「2 重点点検対象エリア及び重点点検箇所」に重点を置きつつ、最終的には「3 点検の観点」に則って目視による点検を実施

- 1 盛土の把握
  - ① 許可・届出資料等から確認した盛土
  - ② 国から提供された盛土可能性箇所データ等から推定される盛土
  - ③ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等
- 2 重点点検対象エリア及び重点点検箇所
  - ① 土砂災害警戒区域

土石流に係る指定区域は区域の上流域、急傾斜地及び地すべりに係 る指定区域は区域内

- ② 山地災害危険地区
  - 崩壊土砂流出の集水区域、地すべり及び山腹崩壊に係る地区は地区内
- ③ 大規模盛土造成地
- 3 点検の観点
  - ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
  - ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか
  - ③ 災害防止に必要な措置がとられているか(排水設備の設置等)
  - ④ 禁止事項に関する確認(廃棄物の有無等)

備・不具合が確認された場合には、各 法令に基づき不具合等を解消するた めの措置を実施

・ 各法令に沿った是正措置が講じられるまでの間、当該盛土の安全性や、下流への影響を評価し必要に応じて、雨量計や土石流センサー等の設置や市町村の避難情報発令基準等の見直しを検討

## ③ 建設副産物の処分【県】(県土整備部)◎ 建設副産物の適正な処分

・ 県は、要綱に基づき、建設発生土及 び建設廃棄物の適正な処理を継続し て実施する。なお、建設発生土の搬出 量が100㎡未満の場合の自由処分 を可としていることについては、原 則指定地処分とするよう要綱の改正 を検討する。

#### 【盛土の規制に関する静岡県及び岐阜県の条例の比較】表①

- ・静岡県は届出制だが、本県は許可制のため、許可基準に適合しない申請は不許可処分となる
- ・立入検査は、静岡県は必要に応じて実施するが、本県は埋立て等の施工中に月1回以上実施するため、不適正状況の早期発見が可能
- ・構造基準は、静岡県は条例・規則で規定していないが、本県は条例で規定しているため、法的拘束力が担保されている
- ・盛土等の作業が完了した際、静岡県は完了の届出を規定するのみだが、本県では完了届を受けて構造基準との適合確認を行い、適合しない場合は是正するよう規定している

|                    | 静岡県  | 岐阜県   |
|--------------------|--|---|
| 条例名                | 静岡県土採取等規制条例  | 岐阜県埋立て等の規制に関する条例  |
| 目的                 | 災害の発生防止、土の採取等の跡地の緑化  | 災害の発生防止、土壌汚染の防止   |
| 規制対象               | 1,000 m以上かつ 2,000 m以上の土採取等 (土地の採掘・埋土・盛土)   | 3,000 m以上の埋立て等(埋立て・盛土・堆積)   |
| 制度                 | 届出制  | 許可制   |
| 権限者                | 県内 35 市町へ権限移譲済<br>(うち、24 市町は 1 ha 未満のみ移譲)  | 県<br>(1市は権限移譲済)   |
| 構造基準               | 条例・規則での規定なし<br>(別途 技術基準を策定し通知で定める)   | 条例で規定(規則に委任)  |
| 立入検査               | 必要に応じて   | 必要に応じて(盛土等の施工中は月1回以上実施)   |
| 報告徴収               | 必要に応じて   | 必要に応じて  |
| 搬入土の事前届出           | なし   | 要(5,000 ㎡ごと)  |
| 完了確認               | なし   | あり  |
| 違反行為を発見した<br>場合の対応 | <ul><li>① 土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める時は勧告</li><li>② 勧告に従わない場合は措置命令</li><li>③ 措置命令に従わない場合は、事業停止命令</li><li>④ 事業停止命令に従わない場合は、罰則</li></ul> | ① 土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める<br>時等は事業停止命令又は措置命令<br>② 事業停止命令又は措置命令に従わない場合は、罰則 |
| 罰則                 | 20 万円以下の罰金   | 1年以下の懲役または100万円以下の罰金  |

## 【県の緊急調査】表②

## 県の緊急調査実施件数

|    |  | 法令                       | 件数 |
|----|--|--------------------------|----|
| 1  |  | 岐阜県埋立て等の規制に関する条例         | 7  |
| 2  | r <del>·</del> · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律         | 1  |
| 3  |  | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | _  |
| 4  | 環境生活部  | 自然公園法                    | _  |
| 5  |  | 岐阜県立自然公園条例               | 1  |
| 6  |  | 岐阜県自然環境保全条例              | _  |
| 7  | 商工労働部  | 砂利採取法                    | 1  |
| 8  | 尚上力制品<br>  | 採石法                      | 1  |
| 9  |  | 土地改良法                    | _  |
| 10 | 農政部  | 農地法                      | 1  |
| 11 |  | 農業振興地域の整備に関する法律          | _  |
| 12 | 林政部  | 森林法                      | 16 |
| 13 |  | 砂防法                      | 9  |
| 14 |  | 道路法                      | 1  |
| 15 | 県土整備部  | 地すべり等防止法                 | _  |
| 16 |  | 河川法                      | _  |
| 17 |  | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律    | 2  |
| 18 |  | 土地区画整理法                  | _  |
| 19 |  | 都市公園法                    | _  |
| 20 |  | 宅地造成等規制法                 | _  |
| 21 | 都市建築部  | 都市計画法                    | _  |
| 22 | 11111建架司   | 都市再開発法                   | _  |
| 23 |  | 都市緑地法                    | _  |
| 24 |  | 生産緑地法                    | _  |
| 25 |  | 岐阜県土地開発事業の調整に関する規則       | 1  |
|    |  | 小計                       | 41 |

| 都市建築部 | 大規模盛土造成地(宅地に限る) | 2  |
|-------|-----------------|----|
|       | 合計              | 43 |

※件数については、法令が重複するもの有

## 2 避難対策

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓             | 岐阜県における現状 及び 検証結果   | 今後の対応  |
|----------------------------------|---|--|
| (1) 避難情報発令に関する県、市及び関係機関の対応  <事象> | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;</li> <li>○ 土砂災害の発生のおそれがある全市町村(34市町村)において、土砂災害警戒情報の発表を、避難指示発令の基準としている。なお、県内全市町村において、災害対策基本法改正に伴う、避難情報発令マニュアル及び風水害タイムラインの見直しを実施済みである。</li> <li>○ 県は、河川・砂防業務を統一したホットラインマニュアルを整備しており、洪水予報河川及び水位周知河川の水位情報等と、土砂災害警戒情報の危険なメッシュ情報等について、土木事務所長から市町村長に対して避難情報発令に関する助言を行っている。</li> <li>○ 県は、土砂災害警戒情報が発表された場合、「岐阜県災害対策マニュアル」及び「岐阜県災害対策本部運営手引書」により次のとおり対応している。</li> <li>・ 災害対策本部(第一非常体制)を設置し警戒にあたる。</li> <li>・ 災害対策本部(第一非常体制)を設置し警戒にあたる。</li> <li>・ 「土砂災害警戒情報」が発表された場合、土木事務所長による避難指示発令の助言実施状況や市町村の避難指示の発令状況を確認する。</li> <li>○ 県は、市町村及び県民が早期の避難行動のため情報*を入手できるよう、令和2年8月に「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」を改修し運用している。</li> <li>※主な改修点</li> <li>・ 土砂災害危険度が変化する毎にポップアップ表示で自動通知させるアラート機能の追加・1 kmメッシュ毎にスネークラインで3時間先までの危険度の予測が確認可能</li> <li>○ 県は、熱海市での災害を踏まえ全市町村に対して「気象台が発表する最新の気象情報等に留意の上、人命を最優先に考え、空振りをおそれずに躊躇なく避難指示等を発令」するよう通知文書を7月7日に発出した。</li> <li>○ 県では、市町村長を対象とした研修「トップフォーラム」を7月13日に開催し、「住民の避難行動」をテーマとした講演や適切な避難情報の発令に関する演習を実施した。</li> <li>○ 岐阜地方気象台は、市町村とのホットラインを構築し、市町村長に対して避難情報の発令のタイミングに関する助言を行っている。</li> <li>◆検証&gt;</li> <li>※書発生時には、県と市町村とのホットラインを活用した県からの適時・的確な助言、市町村による適切な避難情報の発令が確実に機能する必要がある。</li> </ul> | ○ 市町村とのホットラインの運用 【国・県・市町村】(危機管理部、県土整備部) ・ 県は、引続き、市町村長が適切に状況を把握し、避難情報を発令できるよう、防災気象情報とともに、避難情報発令に関する助言を実施する。 ・ 県は、毎年の防災訓練等を活用し、助言の手順を全市町村において確認する。 ・ 県は、トップフォーラムを開催し、市町村による適切な避難情報の発令に資する演習等を行う。 ○ 風水害タイムラインの適宜見直し【市町村】(危機管理部) ・ 市町村は、引続き、より適切な避難情報の発令のため、必要に応じて、風水害タイムラインの見直しを行う。 ○ 住民に分かりやすい情報発信【県】 (県土整備部) ・ 県は、土砂災害の危険度に応じて、適切に避難が行われるよう「土砂災害を放し、適りに避難が行われるよう。 |

### 【気象情報等と県の防災体制】(表①)

|     | 日時    | 気象情報等             | 熱海市の対応         | 静岡県      | <参考:岐阜県>       |
|-----|-------|-------------------|----------------|----------|----------------|
| 7/2 | 06:29 | 大雨警報 (熱海市)        |                | 情報収集体制設置 | 警戒体制(警戒第二体制)設置 |
|     | 10:00 |                   | 高齢者等避難(レベル3)   |          |                |
|     | 12:30 | 土砂災害警戒情報 (レベル4相当) |                |          | 災害対策本部設置       |
| 7/3 | 10:30 | 熱海市伊豆山地区で土石流発生    |                |          |                |
|     | 11:05 |                   | 緊急安全確保 (レベル 5) |          |                |
|     | 12:00 |                   |                | 災害対策本部設置 |                |

### 【災害対策本部設置基準】(表②)

| 静岡県   | 岐阜県(抜粋)   |                    |
|---|---|--------------------|
| ・特別警報が発表されたとき<br>・大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、<br>知事がその対策を必要と認めるとき<br>・大津波警報が発表されたとき | ・大雨・洪水・暴風警報の全てが発表されるに至ったとき<br>・土砂災害警戒情報が発表されたとき(①)<br>・氾濫危険水位に達した河川があるとき(②)<br>・上記①②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難指示が発令されたとき   | 災害対策本部<br>(第一非常体制) |
|   | ・緊急安全確保が発令されたとき<br>・大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表されたとき<br>・局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき<br>・顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき<br>・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」<br>となったとき<br>・氾濫開始相当水位に達した河川があるとき<br>・土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」(濃い紫)<br>となったとき<br>・県内の広範囲にわたる大規模な被害が発生又は予想されるとき<br>・災害救助法を適用する災害が発生したとき<br>・知事が必要と認めたとき | (第二非常体制)           |

## 2 避難対策

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓  | 岐阜県における現状 及び 検証結果                                  | 今後の対応   |
|---|--|---|
| <ul> <li>静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓</li> <li>(2) 避難行動要支援者への情報の伝達、誘導 &lt;事象&gt; <ul> <li>平成29年2月に策定された「熱海市津波避難計画」によると、伊豆山地区における避難行動要支援者は75名いるとされている。</li> </ul> </li> <li>〈課題〉 <ul> <li>関係者間で避難行動要支援者に係る情報共有がされなければ、円滑な避難は困難と考えられるため、個別避難計画を作成し、計画に基づき避難を実施する必要がある。</li> </ul> </li> </ul> | <b>〈現状・取組み状況〉</b> ○ 県内全市町村において、平成28年3月31日までに、避難行動要 | 今後の対応  ○ 平時における名簿提供の促進 【県・市町村】(危機管理部) ・ 県は、平時における関係機関への避難行動要支援者名簿の提供が行われるよう、引続き市町村に働きかける。  ○ 個別避難計画の作成支援【県・市町村】(危機管理部、健康福祉部) ・ 県は、危機管理部と健康福祉部) ・ 県は、市町村支援チーめの研修会の開催や、連携を図るための研修会の助組状況や先進的ない。 を とした市町村のの取組状況や先進的ない。 ・ 県は、市町村の個別避難計画の作成を支援する。 ・ 県は、市町付成を支援する。 ・ 県は、市町付成に向けた個別課題を聞き取り、助言を行う。 |
|   |  |   |

### 2 避難対策

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓                   | 岐阜県における現状 及び 検証結果  | 今後の対応   |
|--|--|---|
| ***  **  **  **  **  **  **  **  **  * | <ul> <li>○ 県や市町村は、住民に対し自宅周辺の危険箇所又は災害リスクの確認や、避難所以外への避難の検討について、平時から呼びかけている。また、県民の一層の防災意識・知識の向上による自助・共助の意識の底上げを図るため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開している。</li> <li>○ 県及び清流の国ぎふ防災・減災センターが共同で実施した令和2年7月家耐災害における住民避難行動実態調査において、回答者の約74%(1,058人中785人)が避難行動を取らなかったと回答している。避難行動を取らなかった理由として、「過去の経験から大丈夫と思った」が約50%と最も多かった。</li> <li>○ 県では、平成30年7月家耐災害の検証結果を踏まえ、住民一人ひとりの災害リスクを特定し、避難行動を促進するため、住民が自らの災害リスクを認識し、避難行動を促進するため、住民が自ら普及に取り組んでおり、令和3年3月末時点で少なくとも4,745人が「災害・避難カード」を作成している。</li> <li>○ 県では、中のドラを作成している。</li> <li>○ 県では、カード作成の利便性を高めるため、これまでの紙版に加え、スマートフォンによるデジタル版「災害・避難カード」を作成できるWEBウェブサイトを今年度構築予定。</li> <li>〈デジタル版「災害・避難カード」について&gt;新型コロナウイルス感染症対策により、従来のような多くの住民が一堂に会する研修会やワークショッブの開催が困難な状況において、「災害・避難カード」の普及促進に寄与することが期待される。</li> <li>〈検証〉</li> <li>○ 「過去の災害を知る」、「ハザードマップを確認する」など、日頃から自宅周辺の危険箇所又は災害リスクを確認するよう、引続き、県民への啓発が必要である。</li> <li>○ 「災害・避難カード」の更なる普及促進を図り、住民が適切に避難行動をとれるよう支援する必要がある。</li> </ul> | 【県・市町村】(危機管理部) ・ 県は、「災害・避難カード」の認知の限日のでは、「災害・避難ののでは、「災害・避難のののののののののののののののののののののののののののののののののののの |

| 3  | 岐阜県における現状 及び 検証結果  | 今後の対応  |
|--|--|--|
| <ul> <li>(1) 広域応援体制</li> <li>&lt;事象&gt;</li> <li>○ 7月3日13時30分、静岡県は消防庁に緊急消防援助隊の出動を要請した。これを受け消防庁は、横浜市、静岡市、東京都、神奈川県に出動を要請した(5日9時07分に指示に切替え)。</li> <li>○ 以降、愛知県、山梨県、長野県、群馬県、栃木県、茨城県、岐阜県に出動が指示され、現地で救助活動にあたった(26</li> </ul> | た際に、消防庁長官の指示等により被災地に派遣される。   | <ul> <li>○ 各種訓練の実施【県・市町村】<br/>(危機管理部)</li> <li>・ 県及び市町村は、円滑な出動、災害<br/>対応能力の向上のため、岐阜県大隊訓<br/>練を実施する。</li> <li>◎ 県計画の一部改正【県】(危機管理部)</li> <li>・ 県は、新たな課題・意見等を反映さ</li> </ul> |
| 日までに全隊撤収済み)。  ○緊急消防援助隊岐阜県大隊の活動  ・ 7月19日、静岡県熱海市伊豆山地区の行方不明者の 捜索活動を行うため、消防庁長官から緊急消防援助隊岐   | <ul> <li>○過去の緊急消防援助隊岐阜県大隊の活動実績</li> <li>・ 平成26年度 御嶽山噴火災害         <ul> <li>10月14日~17日 延べ10隊50人</li> <li>・ 平成22年度 東日本大震災</li> <li>3月11日~4月1日 延べ136隊536人</li> </ul> </li> <li><b>〈検証〉</b> <ul> <li>岐阜県大隊は、県内全20消防本部からの小隊で構成されているため、県と消防機関との円滑な連携が必要となるが、今回の派遣においては、代表消防機関である岐阜市消防本部と綿密に情報共有を図り、消防庁からの指示に対して迅速かつ適切に出動することができた。今後も有事に際して迅速かつ適切に対処できるよう、連携や訓練の実施が必要である。</li> </ul> </li> <li>(4日のどばればいれば、新りには関われる課題、ままによりに対して対して記述がいます。</li> </ul> | せるため、緊急消防援助隊岐阜県大隊<br>応援等実施計画の一部改正を行う。 <b>〇 受援訓練の実施【県】(危機管理部)</b> ・ 県は、本県が被災した場合に円滑に<br>受援できるよう、県防災訓練等におい   |
| 阜県大隊の出動が指示された。   |  | て受援訓練を実施する。  |
| <b>&lt;課題&gt;</b> ○ 有事に際して迅速かつ適切に対処できるよう、関係機関の連携や訓練の実施が必要である。  | <ul><li>○ 今回の派遣に伴い新たに判明した課題・意見等を県内消防本部と情報共有し、「緊急消防援助隊岐阜県大隊応援等実施計画」に反映させていく必要がある。</li><li>○ 今回は応援出動であったが、本県が被災した場合は受援側となるため、円滑に受援できるよう訓練が必要である。</li></ul>   |  |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓  | 岐阜県における現状 及び 検証結果   | 今後の対応   |
|---|---|---|
| <ul> <li>(2) 捜索救助活動</li> <li>①緊急消防援助隊</li> <li>&lt;事象&gt;</li> <li>○ 7月3日13時30分、静岡県は消防庁に緊急消防援助隊の出動を要請した。これを受け消防庁は、横浜市、静岡市、東京都、神奈川県に出動を要請した(5日9時07分に指示に切替え)。</li> <li>○ 以降、愛知県、山梨県、長野県、群馬県、栃木県、茨城県、岐阜県に出動が指示され、現地で救助活動にあたった(26日までに全隊撤収済み)。</li> <li>○緊急消防援助隊岐阜県大隊の活動・7月19日、静岡県熱海市伊豆山地区の行方不明者の捜索活動を行うため、消防庁長官から緊急消防援助隊岐阜県大隊の出動が指示された。・20日から26日までの7日間において、県内全20消防本部から、25隊延べ130人が出動して救助活動を実施した。・県は、岐阜市消防本部に設置された後方支援本部と調整し、隊員の飲料等や2次隊派遣用のバスの手配等の後方支援を行うとともに、消防庁と県内消防本部との連絡・調整を行った。</li> <li>○ 現場は山間の住宅地で大量の土砂に覆われており、大型重機の搬入も困難であったことから、捜索救助活動は難航した。</li> </ul> | ○ 岐阜県大隊の災害対応能力の向上を図るために、各種訓練を実施す  | 各種訓練の実施【県・市町村】<br>(危機管理部)     ・ 県及び市町村は、円滑な出動、災害対<br>応能力の向上のため、岐阜県大隊訓練<br>を実施する。【再掲】     ・ 県は、本県が被災した場合に円滑に<br>受援できるよう、県防災訓練等におい<br>て受援訓練を実施する。【再掲】 |
| ②広域緊急援助隊 <事象> ○ 7月3日16時19分、静岡県警機動隊が現地に到着し、 17時59分から救助活動を開始した。同日、関東管区機動 隊も活動を開始した。 ○ 警察では3日から、警察庁災害対応指揮支援チームを静岡 県熱海警察署へ派遣するとともに、広域緊急援助隊をはじめ とした警察災害派遣隊を静岡県に派遣している。 ○岐阜県の広域緊急援助隊の活動 ・ 静岡県熱海市伊豆山地区にて発生した土石流に伴う各種災害警 備活動に万全を期すため、静岡県公安委員会から岐阜県公安委員会 に対し、警察法に基づく援助の要求がなされた。 ・ 7月9日から15日までの間、岐阜県警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊9名が、静岡県熱海市において救助活動等を実施した。   | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;         <ul> <li>県警察では、即応部隊と一般部隊からなる岐阜県警察災害派遣隊を編成し、災害対策に係る広域的な部隊運用を図っている。</li> <li>部隊の救出救助能力等の向上のため、各種の訓練を実施するとともに、バックホウやドローン等の災害対策用装備資機材を整備している。</li> <li>今回の災害対応により、被災情報の収集に関し、ドローンの有用性が確認されている。</li> </ul> </li> <li>◇検証&gt;         <ul> <li>岐阜県警察災害派遣隊は、自県の災害のみならず他県の災害にも対応することから、あらゆる災害に対し各種の災害警備活動をすることができるよう、効果的な訓練を実施するとともに、ドローン等の災害対策用装備資機材を拡充整備することにより、災害対処能力の向上を図る必要がある。</li> </ul> </li> </ul> |   |
| <ul><li>③自衛隊</li><li>〈事象〉</li><li>○ 7月3日12時00分、静岡県は自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊は31日まで人命救助活動等に従事した。</li></ul>  |   |   |
| <b>〈課題(共通)〉</b> <ul> <li>○ 迅速な捜索救助活動のため、他機関からの応援部隊を円滑に受け入れる必要がある。</li> <li>○ 山間の住宅地で大量の土砂に覆われている場合、大型重機の搬入が困難となり、捜索救助活動が難航するおそれがある。</li> </ul>  |   |   |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓  | 岐阜県における現状 及び 検証結果  | 今後の対応  |
|---|--|--|
| <ul> <li>(3) 安否確認及び行方不明者の氏名等公表         〈事象〉          熱海市は7月3日に安否不明者を約20名と発表していたが、正確な人数の把握が困難だったため、住民基本台帳で215名の住民一人ひとりを確認し、4日20時00分時点で確認の取れていない人数を147名と公表した。</li></ul> | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;         <ul> <li>国の防災基本計画において、人的被害の数については、県が一元的に収集、調整を行うものとされている。</li> <li>県では、「岐阜県災害対策マニュアル」において死者・行方不明者の氏名等公表の基準を定めており、災害の状況や被災者の事情等、個別の事案ごとに、警察、市町村、遺族・家族などの関係者と協議し、条件が整えば公表することとしている。</li> <li>また、氏名等公表の具体的な運用方針として、遺族・家族の同意を公表の条件とするが、救助・捜索活動の円滑化に資する場合には、同意の有無にかかわらず公表することも検討することとしている。</li> <li>これまでに氏名等公表の検討及び公表をした事例はない。</li> <li>県では、令和3年2月に県内の別荘管理業者の連絡先をとりまとめ、市町村へ周知している。また、定期的に別荘管理業者の連絡先を確認し、更新している。</li> </ul> </li> <li>〈検証〉         <ul> <li>県の氏名等公表の基準はあるものの、市町村により考え方に差があるため、統一的な基準が必要である。</li> <li>災害時における行方不明者の氏名等公表の主体及び権限が明確になっていないため、法令等で明確に定める必要がある。</li> </ul> </li> </ul> | <ul> <li>● 氏名等公表に係る手順等の整理<br/>【県・市町村】(危機管理部)</li> <li>・ 県は、既に整理した氏名等公表の基本的な考え方及び全国知事会のガイドラインを踏まえ、県警や市町村と調整の上、氏名等公表の具体的な手順等をマニュアル化する。</li> <li>○ 氏名等公表に関する関係者間の協議<br/>【県・市町村】(危機管理部、警察本部)</li> <li>・ 災害時には実際の災害の状況や被災者の事情等、個別の事案ごとに、県・警察・市町村等による協議を行う。</li> <li>○ 氏名等公表の主体・権限の明確化、統一基準策定の要望【県】(危機管理部)</li> <li>・ 県は、国に対し、氏名等公表の主体と権限を法令上に明確に位置づけることを望する。</li> </ul> |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓   | 岐阜県における現状 及び 検証結果  | 今後の対応   |
|--|--|---|
| (4) 避難先の確保(民間宿泊施設の活用)  <事象> ○ 熱海市は、7月4日まで小中学校など約10箇所に避難所を設けていたが、5日朝までに避難者を市内2箇所のホテルに移動させた。その際、地元住民と高齢者施設入所者を分けて、各ホテルに収容した。 ○ 13日時点で高齢者施設入所者は全員元の入所施設に帰所した。 ○ 20日、熱海市はホテルに避難していた住民を市内の別のホテル2箇所に移動させた。 ○ 避難者の精神面での健康管理のため、4日から20日にかけてDPAT(災害派遣精神医療チーム)が、20日以降は静岡県公認心理師協会から公認心理師が派遣された。  < 課題> ○ 新型コロナウイルス感染防止対策のため避難所の収容人数が減少し、民間宿泊施設への避難をはじめ、避難方法の多様化に対応する必要がある。 ○ 民間宿泊施設への避難をはじめ、分散避難に伴う避難方法の多様化を踏まえ、遊難所以外への分散避難者の心身の状況把握が必要である。 | 7年4月24日に協定を締結している。  ○協定の主な内容  (1)食材の提供 (2)料理、弁当等の食品の提供 (3)炊出し (4)入浴サービス、貸しタオルや石鹸等の提供 (5)要配慮者等に対する宿泊施設の提供  ○ 県は、市町村防災アドバイザーチームの個別訪問により、市町村に対して民間施設等を避難所として活用するよう働きかけている。 ○ 県は、被災市町村が、民間団体等の所有する研修所や宿泊施設等を要配慮者等の避難所として活用する際の借上げ経費を「避難所生活環境確保事業費補助金」の助成対象としている。 ○ 災害時に避難所として活用させてもらえるよう、県内7市(岐阜市、高山市、美濃加茂市、土岐市、恵那市、飛驒市、下呂市)が民間宿泊施設と協定を締結している(令和3年7月31日時点)。 ○ 県は、市町村と民間施設等との協定締結を促進するため、先進市町 | 民間施設等の活用促進【県・市町村】<br>(危機管理部)<br>県は、市町村が民間団体等の所有する研修の所名する際の借上げ等の所名を要慮者経費について、「避難所生活環境施間とという。<br>場所として選難補助をに選難者をには、災害ののは、災害をでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、 |
|  | <ul><li>○ 分散避難に伴う避難先の多様化を踏まえ、避難所以外の分散避難者の心身の状況を把握するためのツールが必要である。</li><li>○ 被災者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめとする様々な心理的な反応への専門的なケアが必要である。</li></ul>  |   |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓   | 岐阜県における現状 及び 検証結果 | 今後の対応 |
|--|-------------------|-------|
| (5) 応急給水の実施 <事象> ○ 熱海市伊豆山地区の配水池が損壊し断水が発生した。 ○ 熱海市は、給水パックの個別配布や給水車により応急給水を実施するとともに、日本水道協会静岡県支部へ給水車の派遣を要請した。 ○ 熱海市は、減圧弁の設置やバルブ操作により別水系からの通水を行い、断水の応急復旧を実施した。 <課題> ○ 断水が発生した地区において迅速に応急給水が実施されており、平常時から体制を整備しておくことが重要である。 | 情報収集、共有を行っている。    |       |
|  |                   |       |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓 | 岐阜県における現状 及び 検証結果 | 今後の対応  |
|----------------------|-------------------|--|
| (6) 地域の道路不通への対応      | マ現状・取組み状況>        | ● 道路啓開訓練の実施【国・県・市町村】<br>(県土整備部) ・ 県は、迅速な道路啓開に向けた作業の<br>実効性を高めるため、引続き国や市町村<br>と連携して道路啓開訓練を実施する。  ● 備蓄拠点及び資機材の追加整備【県】<br>(県土整備部) ・ 県は、県内に整備済みの災害時応急<br>対策用資機材備蓄拠点にとなるようとも<br>に、必要な追加資機材の配備を進める。<br>・ 県は、災害時の交通誘導員の不足に<br>際しても迅速かつ円滑な交通規制・<br>の電<br>光表示板を各土木事務所に計画的に配<br>備する。 |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓 | 岐阜県における現状 及び 検証結果  | 今後の対応   |
|----------------------|--|---|
| (7) 罹災証明書の発行         | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;</li> <li>県では、平成26年度から市町村の担当職員向けに、外観目視のみでの判定基準や、航空写真を利用した被害認定方法など住家被害認定議務に必要な知識と技術を習得するための研修会を実施している。</li> <li>〈検証〉</li> <li>県は引続き、市町村職員が必要な知識を習得できるよう住家被害認定調査の研修を平時から実施する必要がある。</li> <li>市町村は、ドローンで撮影した航空写真を活用した判定手法を取り入れるなどして、調査の効率化・迅速化による罹災証明書交付までの期間短縮を図る必要がある。</li> </ul> | <ul> <li>○ 住家被害認定調査研修の実施<br/>【県・市町村】(危機管理部)</li> <li>・ 県は、災害発生時に市町村において速やかに罹災証明書認定講査業務をしましまが変調を養成するため、事事の撮影などの効率化・迅速化の事の撮影などの効率化・迅速化の事例の撮影などの効率化・迅速化の事例の機能表実施する。</li> <li>② 住家被害認定士制度(仮称)の検討【県】(危機管理部)</li> <li>・ 県は、災害発生時の被害状況連生の迅速化・経図るため、被害状況調査付の円滑化を図るため、被害状況調査が必要がある。</li> <li>② 自身では、災害発生時のででは、災害が発生のででは、災害が発生のででは、災害が発生ができるが、対している。</li> </ul> |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓  | 岐阜県における現状 及び 検証結果   | 今後の対応  |
|---|---|--|
| (8) 応急仮設住宅の確保 <事象> ○ 熱海市は、市内に平地が少ないため新たに仮設住宅を建設するのは現実的でない旨の見解を示した。 ○ 静岡県及び熱海市は、罹災証明で所有家屋等が全壊又は半壊と判定された被災者に提供する応急的な住まいとして県営住宅、市営住宅及び民間賃貸住宅などを確保した(入居期間は最長2年間)。 ○ 静岡県は熱海市伊豆山地区にある県営七尾団地内の駐車場に、40戸が入る災害公営住宅を2棟建設する方針を示した。  〈課題〉 ○ 避難住民の早期生活再建のため、災害による住宅被害を想定した仮設住宅建設用地の検討等、事前の対策が必要である。 | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;         <ul> <li>県は、罹災証明書が発行される災害による被災者のうち、要件を満たす者を対象に、県営住宅の空き住戸を最長2年間無償で提供できる体制を整えている。また、災害用提供住戸を確保している。</li> <li>災害時に民間賃貸住宅を被災者に円滑に提供するため、関係団体((公社)岐阜県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会岐阜県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会)と協定を締結している。</li> <li>県は、市町村に照会して応急仮設住宅の建設可能用地の台帳を整備し、毎年内容を更新している。</li> </ul> </li> <li>◇検証&gt;         <ul> <li>災害時に、被災者に県営住宅の空き住戸等や民間賃貸住宅を提供できる体制は構築できているため、これを維持する必要がある。</li> <li>応急仮設住宅の建設可能用地の台帳から、県内全体での建設可能戸数は充足しているが、市町村間では差がある。</li> </ul> </li> </ul> | <ul> <li>県は、市町村に対する説明会や研修会を定期的に開催し、災害公営住宅や応急仮設住宅に関し必要な知識や情報の共有、役割分担の確認等を行う。</li> <li>○ 応急仮設住宅の建設予定地確保の促進【県・市町村】(都市建築部)</li> <li>・ 県は、応急仮設住宅の建設可能戸数の充足率を高めるために、充足率が低い市町村に対して重点的に働きかけを行っていく。建設可能用地の確保が困</li> </ul> |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓 | 岐阜県における現状 及び 検証結果   | 今後の対応   |
|----------------------|---|---|
| #                    | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;</li> <li>○ 岐阜県社会福祉協議会は、県の補助を受けて、三者(行政、県・市町村社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等)連携による災害ボランティアの受入体制強化のため、令和2年度から県、市町村、社会福祉協議会の災害ボランティア支援職員に対する研修を実施している。</li> <li>○ 岐阜県社会福祉協議会は、県の補助を受けて、令和3年6月に「災害ボランティア事前登録システム」を構築し、災害ボランティアセンターの受付時における待ち時間の短縮、事前の必要事項の登録や受付時間の設定等を可能にするとともに、市町村社会福祉協議会向けの操作研修を実施している。</li> <li>&lt;検証&gt;</li> <li>○ 大規模災害に備え、引続き災害ボランティアの受入体制強化のため</li> </ul> | O 災害ボランティアの受入体制の強化<br>【県・市町村】(健康福祉部)<br>・ 県は、災害ボランティアの支援を行う<br>県、市町村、社会福祉協議会等の職員向<br>けのスキルアップ研修などを実施する。 |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓  | 岐阜県における現状 及び 検証結果   | 今後の対応  |
|---|---|--|
| (10) 災害廃棄物の処理 <事象> ○ 約54,000㎡以上の土砂流出による災害であり、被害を受けた家屋等は128棟にのぼる。  ※平成30年7月豪雨災害による被害棟数:関市240棟  ※平成30年7月豪雨災害による被害棟数:関市240棟  ② 住宅等に大量の土砂が流入しており、災害廃棄物と土砂が混ざっている。  < 課題> ○ 住宅等から災害廃棄物を搬出するには、土砂と混ざった状態で搬出しなければならない。 ○ 災害廃棄物と大量の土砂が混ざっている場合、それらを分別した後でなければ、災害廃棄物を適切に処理することができない。 | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;</li> <li>県は、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理のため、「岐阜県災害廃棄物処理計画」(以下「県計画」という。)を策定するとともに、市町村に対しては、県計画と整合した「市町村災害廃棄物処理計画」(以下「市町村計画」という。)を策定するよう要請している。</li> <li>○ 県計画の実効性を高めるため、市町村と連携し、発災直後の災害廃棄物の仮置場の設置や関係機関との連絡調整など、災害廃棄物処理対応に関する図上演習を実施し、災害廃棄物処理に係る体制の強化を図っている。</li> <li>〈検証〉</li> <li>○ 住宅等所有者が土砂と混ざった災害廃棄物を住宅等から搬出するにあたり、規模の大きさや作業の危険度により重機等を使用する必要がある等の理由で個人での対応が困難な場合には、市町村が搬出を実</li> </ul> | <ul> <li>◎ 災害廃棄物処理計画の改定<br/>【県・市町村】(環境生活部)</li> <li>・ 県は、土砂混じりの災害廃棄物が発生した場合の対応について、水害や土砂災害発生時に収集及び処理に配慮が必要な事項として、県計画に加える。</li> <li>・ 市町村は、県計画と整合するよう、市町村計画を改定する。</li> <li>○ 市町村との情報共有【県・市町村】(環境生活部)</li> <li>・ 県は、図上演習の際に、土砂混じりの災害廃棄物が発生した場合の対応方法について、参加者が検討する機会を設ける。</li> </ul> |

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓   | 岐阜県における現状 及び 検証結果  | 今後の対応  |
|--|--|--|
| <ul> <li>(11) 新型コロナウイルス感染症対策関係</li> <li>〈事象〉</li> <li>○ ワクチン集団接種会場が避難場所となるなどして、2箇所で接種が中止となり、約780人に影響した。</li> <li>○ 7月9日の記者会見で川勝知事は、避難が長引く可能性もあるため、希望する方については優先的に接種できるよう医療班と調整していると語った。</li> <li>○ 7月19日から、静岡県が手配した送迎バスにより、新型コロナワクチン接種の希望者を接種会場まで搬送した。</li> <li>〈課題〉</li> </ul> | <ul> <li>&lt;現状・取組み状況&gt;</li> <li>県は、危機管理部防災課長及び健康福祉部感染症対策推進課ワクチン接種対策室長の連名で、ワクチン接種会場が指定避難所となっている場合は、防災部局とワクチン接種担当部局が連携し、ワクチンの保管等に係る対策や避難所運営に支障が生じない形でのワクチン接種の実施等の適切な措置を講じるよう市町村へ依頼している。</li> <li>県の大規模接種会場2箇所のうち1箇所が指定避難所となっている。</li> <li>市町村のワクチン接種会場(予定を含む)となっている避難所を調査したところ、全避難所数1,986箇所のうち、32市町村の77箇所がワクチン接種会場となっている(令和3年6月14日時点)。</li> </ul> | O 指定避難所となっている集団接種会場におけるワクチン接種体制の検討<br>【県・市町村】(健康福祉部)<br>・ 県及び市町村は、災害発生時における指定避難所となっている集団接種会場の運用方針や、避難生活が長期化する場合の優先接種の考え方について、予め整理する。 |
| <ul><li>○ ワクチン集団接種会場が指定避難所となっている場合、災害発生時に接種計画に影響が生じるケースがある(避難所稼働による接種中止に伴う遅延等)。</li><li>○ 避難者へのワクチン接種が滞ることにより、避難生活が長期化した場合の感染リスクの増大が懸念される。</li></ul>   | <ul> <li>〈検証〉</li> <li>○ 県及び市町村は、災害時における集団接種会場の運用について、接種中止とする場合は中止の基準や予約者の取扱いを予め整理しておく必要がある。中止しない場合も避難スペースの確保等について、予め整理しておく必要がある。</li> <li>○ 市町村は、避難所での生活が長期化し、避難者や運営職員がワクチン未接種の場合の優先接種の考え方について、予め整理しておく必要がある。</li> </ul>  |  |

## 4 事前の防災対策

| 静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓   | 岐阜県における現状 及び 検証結果   | 今後の対応  |
|--|---|--|
| ○ 静岡県は、土砂災害警戒区域等を33,527箇所(令和2年3月31日時点)指定済みであり、土石流災害が発生した熱海市伊豆山地区は、土砂災害警戒区域等に指定されていた。 また、熱海市のホームページでは土砂災害ハザードマップが公表されていた。 ○ 土石流災害が発生する前日には、静岡県と静岡地方気象台から、熱海市に土砂災害警戒情報が発表されており、土砂災害発生の危険性が高まっていた。 ○ 自宅近くを土石流が流れた後で避難したという熱海市の80代男性は「60年間住んでいるが災害はなかった。逃げようと思わなかった」と振り返る。(岐阜新聞令和3年7月14日付掲載 共同通信社配信)  < 課題> ○ 土砂災害警戒区域内に居住していても、土砂災害への危機意識は低い可能性がある。 ○ 住民が、平時から土砂災害ハザードマップを確認し、土砂災害難がることが重要である。 ○ 土砂災害の世が災害の恐れのある箇所を把握するとともに、降雨時には土砂災害危険度に係る情報に基づき、早めに避難することが重要である。 ○ 土砂災害ハザードマップの確認と災害リスクの認知を適切な避難行動に結びつけるには、地域における土砂災害の危険性を住民に周知し、正しく理解してもらうことで、住民の危機意 | 害警戒区域等について、砂防設備の整備や土地利用の変化等区域の見直しを実施しており、令和2年度末までに15,9を指定済みである。高精度の地形データを使用した、土砂災害防止法に基づく基実施中である。土砂災害警戒区域等の指定に際して、住民及び地権者へ説明し、土砂災害警戒区域等や基礎調査結果の周知をしている。エブサイト「ぎふ山と川の危険箇所マップ」を作成し、閲覧区の土砂災害警戒区域等や基礎調査結果の確認ができるよいる。さらに、ウェブサイトの周知を図るため、案内チラシニや商業施設へ配布している。市町村が土砂災害ハザードマップを作成するにあたり、マッ必要な資料の提供、技術的助言、ワークショップ等の開催、催時の講師派遣等の支援を行っている。要配慮者利用施設の避難確保計画作成に関し、施設管理者等土砂災害警戒区域等と施設や建物の位置関係に応じた避難のついて説明を行っている。 | <ul> <li>○ 土砂災害警戒区域等の指定の継続的な推進【県】(県土整備部)</li> <li>・ 県は、引続き、土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進するとともに区域の指定を行う。</li> <li>⑥ 土砂災害警戒区域等の住民周知【県】(県土整備部)</li> <li>・ 県は、引続き、中山ので、東京、中山の、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、</li></ul> |

#### 4 事前の防災対策

静岡県(熱海市)の災害経験を踏まえた教訓 岐阜県における現状 及び 検証結果 今後の対応 <現状・取組み状況> 〇 治山施設・砂防施設の適切な維持管理 (2) 治山、砂防事業の実施 <事象> ○ 治山施設・砂防施設が確実に機能を発揮するように、堆積した土砂 【県】(林政部、県土整備部) ○ 土石流災害が発生した逢初川上流部には、平成11年に整 の除去を必要に応じて実施するほか、「岐阜県治山施設長寿命化計画」 ・ 土砂等の異常堆積により、水通し部 「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき計画的な施設点検や補修・ 備された砂防えん場1基があり、4,200㎡の計画容量を 分が閉塞している治山ダムにおいて 超えた約7,500㎡の捕捉効果があったと推定される。 改築を行っている。 は、早期に機能を回復させるため、県 ○ 十石流発生直後より、国の土砂災害専門家らによる現地調 ○ 山地災害により崩壊、荒廃した林地や渓流の復旧を行うとともに、 は、堆積した土砂等の撤去を実施する。 査が行われ、斜面監視装置の設置や、捜索作業中止判断基準 渓流の勾配が急で土石流の発生リスクの高い箇所等の事前防災対策 ・ 土石流を捕捉した砂防えん堤について の提案等の技術的助言が実施された。 を実施するため、優先順位をつけて治山施設の整備を推進している。 は、捕捉機能を早期に回復するため、県 ○ 7月15日の静岡県知事からの要請を受け、国は直轄施工 ○ 土砂災害から県民の安全・安心を確保するため、「八山系砂防総合整 は、堆積土砂の撤去を緊急的に実施する。 県は、「岐阜県治山施設長寿命化計 による緊急的な砂防工事を実施することとし、不安定部の除 備計画」に基づき、優先順位をつけて砂防施設の整備を推進している。 去、既設砂防えん場の除石、仮設ブロックえん場の設置や砂 ○ 十砂災害監視システムや雨量計のほか、十砂流出を想定した仮設ブ 画」に基づき、計画的な施設点検や補 防えん堤の新設等の土石流対策を行うこととなった。 ロックなど被災した公共土木施設の迅速な復旧を図るための資機材 修・改築を継続的に実施する。 を整えて、平成29年度に県内7箇所に災害時応急対策用資機材備蓄 県は、「岐阜県砂防施設長寿命化計 <課題> 拠点を整備したほか、特に使用頻度の高い資機材を備蓄するサテライ 画」に基づき、計画的な施設点検や補 ○ 十石流災害の防止のためには、治山施設・砂防施設の機能・ ト拠点を県内3箇所に整備した。 修・改築を継続的に実施する。 平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨では、これらの資機材を有 効果を十分に発揮させることが重要である。 効活用して、公共十木施設の早期復旧に役立てている。 〇 治山施設・砂防施設の計画的な整備 【県】(林政部、県土整備部) <災害時応急対策用備蓄資機材> 県は、土砂災害発生時の被害を予防、 土砂災害監視システム、雨量計、根固めブロック、大型土のう袋、 軽減するため、土砂災害対策が必要な筒 ブルーシートなど 所に治山施設・砂防施設を整備する。 備蓄拠点 揖斐、美濃、郡上、多治見、恵那、下呂、高山 |サテライト拠点 | 岐阜、可茂、古川 ◎ 備蓄拠点の追加整備と有効活用【県】 (県土整備部) く検証> 県は、県内に整備済みの災害時応急 ○ 土砂の捕捉機能を回復するため、治山施設・砂防施設に堆積した土 対策用資機材備蓄拠点に加え、迅速か 砂を撤去する必要がある。 つ安全な応急対策が可能となるよう更 ○ 土砂災害発生時の被害を予防、軽減するため、計画的に治山施設・ なる追加拠点の整備を進めるととも 砂防施設の整備を進める必要がある。 に、必要な資機材の追加配備を進める。 【再掲】 <治山・砂防施設の整備状況>令和2年度末時点 ・ 県は、十砂流出の可能性がある盛士が 総件数 施設整備着手 確認された際は、備蓄資機材を活用した 山地災害危険地区 7, 243 5, 347 緊急的な警戒避難体制を構築し、対象と 十砂災害警戒区域等 15, 996 2,017 なる地域の住民の安全確保を図る。 ○ 災害時に迅速かつ安全な応急対策が可能となるよう、必要な箇所に 備蓄拠点を追加整備するとともに、土石流の発生源を監視するための 資機材を充実する必要がある。